

事業所における自己評価結果（公表）

公表：令和2年3月30日

事業所名 児童発達支援センターげんき

		チェック項目	はい	いいえ	工夫している点、課題や改善すべき点など
環境・ 体制整備	①	利用定員が指導訓練室等スペースとの関係で適切であるか	○		設置基準以上の整備を行っています。
	②	職員の配置数は適切であるか	○		設置基準を上回る人数を配置するとともに、保育士、児童指導員のほか、言語聴覚士、公認心理師、作業療法士を配置しています。
	③	生活空間は、本人にわかりやすく構造化された環境になっているか。また、障害の特性に応じ、事業所の設備等は、バリアフリー化や情報伝達等への配慮が適切になされているか	○		構造化に積極的に努めています。
	④	生活空間は、清潔で、心地よく過ごせる環境になっているか。また、子ども達の活動に合わせた空間となっているか	○		
業務改善	⑤	業務改善を進めるためのPDCAサイクル(目標設定と振り返り)に、広く職員が参画しているか	○		療育開始前と終了後にカンファレンスを行い共通認識のもと療育を行っています。
	⑥	保護者等向け評価表により、保護者等に対して事業所の評価を実施するとともに、保護者等の意向等を把握し、業務改善につなげているか	○		評価表のほか毎週1回の保護者の来所日に情報交換に努めています。茶話会、給食試食会、保護者懇談会(本年度はコロナ対策としてアンケート)等により、保護者意向の把握及び改善に努めています。
	⑦	事業所向け自己評価表及び保護者向け評価表の結果を踏まえ、事業所として自己評価を行うとともに、その結果による支援の質の評価及び改善の内容を、事業所の会報やホームページ等で公開しているか	○		
	⑧	第三者による外部評価を行い、評価結果を業務改善につなげているか	○		
	⑨	職員の資質の向上を行うために、研修の機会を確保しているか	○		毎月職員研修会を開催するほか、随時の外部研修会への参加、資格取得のための講習会等に参加しています。
適切な支援の提供	⑩	アセスメントを適切に行い、子どもと保護者のニーズや課題を客観的に分析した上で、児童発達支援計画を作成しているか	○		
	⑪	子どもの適応行動の状況を図るために、標準化されたアセスメントツールを使用しているか	○		
	⑫	児童発達支援計画には、児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」の「発達支援(本人支援及び移行支援)」、「家族支援」、「地域支援」で示す支援内容から子どもの支援に必要な項目が適切に選択され、その上で、具体的な支援内容が設定されているか	○		

	⑬	児童発達支援計画に沿った支援が行われているか	○			
	⑭	活動プログラムの立案をチームで行っているか	○		年間計画、月間目標の設定、週案、実施プログラム策定等チームで実施しています。また、療育前後にはカンファレンスを実施しています。	
	⑮	活動プログラムが固定化しないよう工夫しているか	○		児童の日々の変化に柔軟に対応できるよう工夫しています。	
	⑯	子どもの状況に応じて、個別活動と集団活動を適宜組み合わせる児童発達支援計画を作成しているか	○		モニタリング、支援会議等に基づいて計画を作成しています。また必要に応じ、特別支援を行っています。	
	⑰	支援開始前には職員間で必ず打合せをし、その日行われる支援の内容や役割分担について確認しているか	○		療育開始前にはカンファレンスを行い、共通認識のもと支援に取り組んでいます。	
	⑱	支援終了後には、職員間で必ず打合せをし、その日行われた支援の振り返りを行い、気付いた点等を共有しているか	○		療育終了後にはカンファレンスを行い、反省点や次回改善・工夫点等を共有しています。	
	⑲	日々の支援に関して記録をとることを徹底し、支援の検証・改善につなげているか	○			
	⑳	定期的にモニタリングを行い、児童発達支援計画の見直しの必要性を判断しているか	○			
関係機関や保護者との連携 関係機関や保護者との連携	㉑	障害児相談支援事業所のサービス担当者会議にその子どもの状況に精通した最もふさわしい者が参画しているか	○			
	㉒	母子保健や子ども・子育て支援等の関係者や関係機関と連携した支援を行っているか	○			
	㉓	(医療的ケアが必要な子どもや重症心身障害のある子ども等を支援している場合) 地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関と連携した支援を行っているか				該当する方はいらっしゃいません。
	㉔	(医療的ケアが必要な子どもや重症心身障害のある子ども等を支援している場合) 子どもの主治医や協力医療機関等と連絡体制を整えているか				該当する方はいらっしゃいません。
	㉕	移行支援として、保育所や認定こども園、幼稚園、特別支援学校(幼稚部)等との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っているか	○			移行支援加算対象の例はありませんが、就園に際し保護者同意のもと情報提供書の提供等により情報共有に努めています。
	㉖	移行支援として、小学校や特別支援学校(小学部)との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っているか	○			移行支援加算対象の例はありませんが、就学に際し保護者同意のもと情報提供書の提供や訪問等により情報共有に努めています。

	⑳	他の児童発達支援センターや児童発達支援事業所、発達障害者支援センター等の専門機関と連携し、助言や研修を受けているか	○		長崎県立こども医療福祉センター等の指導を受けています。
	㉑	保育所や認定こども園、幼稚園等との交流や、障害のない子どもと活動する機会があるか	○		支援の形態・内容から交流機会を多く設けることは難しい面がありますが、当法人の認定こども園と合同開催する夏まつりは自由参加ではありますが児童、保護者、職員の交流機会となっています。
	㉒	(自立支援)協議会子ども部会や地域の子ども・子育て会議等へ積極的に参加しているか	○		コア委員として参画しています。また、子ども部会開催研修会には積極的に参加し、職員を講師として派遣も行いました。
	㉓	日頃から子どもの状況を保護者と伝え合い、子どもの発達の状況や課題について共通理解を持っているか	○		単独通園では毎週水曜日は保護者当園日とし療育への参加や勉強会を開催し共通理解を図っています。 親子療育では毎回共通理解を図っています。
	㉔	保護者の対応力の向上を図る観点から、保護者に対して家族支援プログラム(ペアレント・トレーニング等)の支援を行っているか	○		多数回にわたる保護者勉強会、ペアレントプログラム、ペアレントトレーニング、ペアレントメンターによる研修会を実施しました。
保護者への説明責任等	㉕	運営規程、利用者負担等について丁寧な説明を行っているか	○		利用開始には重要事項説明において説明し、運営規定について事業所内に掲示しています。
	㉖	児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」のねらい及び支援内容と、これに基づき作成された「児童発達支援計画」を示しながら支援内容の説明を行い、保護者から児童発達支援計画の同意を得ているか	○		
	㉗	定期的に、保護者からの子育ての悩み等に対する相談に適切に応じ、必要な助言と支援を行っているか	○		単独通園では毎週水曜日の保護者当園日、家庭訪問、茶話会、給食試食会、保護者懇談会等において保護者支援を行っています。 親子療育では毎回保護者支援を行っています。
	㉘	保護者懇談会や勉強会の開催等により、保護者同士の連携を支援しているか	○		保護者勉強会、茶話会、給食試食会、遠足、保護者懇談会(本年度はコロナ対策としてアンケート)等により保護者間連携を支援できるよう努めています。
	㉙	子どもや保護者からの相談や申入れについて、対応の体制を整備するとともに、子どもや保護者に周知し、相談や申入れがあった場合に迅速かつ適切に対応しているか	○		利用者様からの相談等には速やかに対応するよう努めています、また、苦情処理等については重要事項説明所に記載し、事業所内にはご意見箱を設置しています。
	㉚	定期的に会報等を発行し、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報を子どもや保護者に対して発信しているか	○		単独通園では毎月の通信、行事予定表、給食献立表をお渡ししています。
	㉛	個人情報の取扱いに十分注意しているか	○		
	㉜	障害のある子どもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮をしているか	○		

	④⑩	事業所の行事に地域住民を招待する等地域に開かれた事業運営を図っているか	○		クリスマス会ではサンタクロースとトナカイとして参加、もちつき会では餅つきと餅まるめの指導をお願いし、お餅は隣接住民の方にもお配りしています。
非常時等の対応	④⑪	緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアル等を策定し、職員や保護者に周知するとともに、発生を想定した訓練を実施しているか	○		
	④⑫	非常災害の発生に備え、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか	○		単独通園では毎月火災又は地震を想定した避難訓練を実施しました。次年度は他の自然災害(台風や土砂崩れなど)も想定した訓練を予定しています。
	④⑬	事前に、服薬や予防接種、てんかん発作等のこどもの状況を確認しているか	○		
	④⑭	食物アレルギーのある子どもについて、医師の指示書に基づく対応がされているか	○		医師の意見に基づき除去食により対応しています。
	④⑮	ヒヤリハット事例集を作成して事業所内で共有しているか	○		
	④⑯	虐待を防止するため、職員の研修機会を確保する等、適切な対応をしているか	○		
	④⑰	どのような場合にやむを得ず身体拘束を行うかについて、組織的に決定し、子どもや保護者に事前に十分に説明し了解を得た上で、児童発達支援計画に記載しているか			該当するケースはありません。

○この「事業所における自己評価結果(公表)」は、事業所全体で行った自己評価です。